

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成29年9月20日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成29年9月20日（水）午前9時30分～ 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

市民活動支援課 豊田課長・松岡主査・白井主事
 文化課 山本課長・高花主査
 行政経営改革課 岡田課長

3 件名

今後の（仮称）市民活動推進センターの使用料の決定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・会議室と多目的スペースの利用者が違うのはなぜか？
 ⇒センターでは、目的を達成するため、公益活動を自発的にしている（しようとする）団体を登録する制度を設け、会議室の利用者は、登録団体に限定したい。多目的スペースは、ギャラリーとしても展示ができるスペースで、一般の団体の使用が想定されるため、その利用者は、センター登録団体と一般的な活動を行う団体としたい。

・会議室については、公益活動を行う団体であれば、登録なしでも利用できるようにするべきでは。
 ⇒登録制度により団体の情報を把握し、団体と団体のマッチングをし、市民活動の活性化を図りたいと考えているが、登録の有無に関わらず利用できる方向で検討する。

・公益活動を行う団体で、登録している団体としていない団体の差別化は、利用の受付開始の期間を、例えば登録団体は3箇月前から、一般団体は1箇月前からなどとすればよいのでは。
 ⇒そのような方向で具体的なルールを検討する。

・使用料については、「使用料・手数料の考え方」にある受益者負担率100%の例外とすることか。
 ⇒市民活動の活性化や広がりを目指し、市民団体がセンターを利用しやすくするため、例外として取り扱いたい。

・会議室の利用団体にセンター登録団体以外の団体を加えること、使用料は受益者負担率100%の例外として扱うことは今回決定する。「使用料・手数料の考え方」にセンターを例外として扱うことを明記すること。

・使用料については、公益活動団体や一般団体の定義、団体登録制度の要件や営利活動団体の取扱いなどを再度整理し、10月18日の戦略会議に再付議すること。

※付議書及び会議資料は、白井市情報公開条例第9条第1項第6号（意思形成過程情報）に該当するため、意思決定が完了するまで非公開とする。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書（行政経営戦略会議）

部課名（市民経済部市民活動支援課）

1 件名

移転後の(仮称)市民活動推進センターの使用料の決定について

2 目的

平成 30 年度に移転する（仮称）市民活動推進センター（以下、新センター）の会議室 1・2 及び多目的スペースの使用料について付議するもの。

3 効果

平成 30 年 5 月に市役所東庁舎に移転する新センターは「市民活動をつなぐ、広げる、市民主体の協働のまちづくりの拠点となる中間支援施設」を基本理念に掲げ、市民活動の総合的な窓口となり、市民活動団体・ボランティア団体・自治組織等の活動主体が新センターを拠点に活動を展開することで、「市民活動の魅力をいかした、活力ある市民主体の協働のまちづくり」の実現を図っていくものであるが、新センターの利用に際しては、市民や市民活動団体が利用しやすい使用料の設定とすることで、新たな市民活動団体等を増やし、裾野を広げることで、市民活動の活性化が図られる。

4 現状と課題

新センターの使用料については、7 月 5 日（水）に行われた戦略会議において、受益者負担の原則から有料とすることで決定している。

市の方針では、受益者負担率 100%とし、段階を追って使用料を設定し、また、減免の取り扱いについても今後検討することとしている。

新センターは、公益的活動を継続的に行う団体の活性化を支援し、市内に協働の輪を広げるための施設であり、多くの市民や市民活動団体等がセンターを訪れ、出会い・つながっていくため利用しやすい使用料とすることが必要となる。

このことを踏まえ使用料の設定を行いたい。

●新センターの使用料を設定する施設と利用できる者

- ①会議室 1・2 ・センターの登録団体
(市内で公益的な活動を行う団体又はしようとする団体)
- ②多目的スペース ・センターの登録団体
・一般団体

5 対応

公益的な活動を行う市民活動の活性化と文化・芸術活動の推進のための支援として、新センターの使用料の設定については、市の統一基準である「使用料・手数料の考え方」から除外し、受益者負担率を以下のとおり定める。

- | | | |
|------------|------|------------|
| ① 会議室 1. 2 | 登録団体 | 受益者負担率 25% |
| ② 多目的スペース | 登録団体 | 受益者負担率 25% |
| | 一般団体 | 受益者負担率 50% |

6 スケジュール

H29. 12	12月議会提案 新センターの設置及び管理に関する条例制定（使用料含む）
H30. 1	新センターの利用案内 登録団体の募集開始
H30. 5	新センターオープン

7 その他

--

8 関連情報

関係法令等													
関係課	文化課、行政経営改革課												
予算措置	<table border="0"> <tr> <td>事業費</td> <td>会計</td> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table>	事業費	会計	款	項	目	円	特定財源					円
事業費	会計	款	項	目	円								
特定財源					円								

	<p>(受益者負担率の考え方)</p> <p>【登録団体】</p> <p>①登録団体については、会議室の受益者負担率の考え方①④を基本とする</p> <p>②公益的な活動を継続的に行う登録団体と一般団体の利用と料金を差別化する必要がある</p> <p>【一般団体】</p> <p>①白井市教育大綱では「市民による文化活動を支援し、多様な文化・芸術に親しめる機会を提供」を基本目標としており、一般団体の利用として、絵画、写真、生け花などを展示する展示スペースとしての使用が中心となることから、文化芸術活動の支援の場となる</p> <p>②展示スペースとして使用する場合は、複数日（1週間程度）の継続利用となり、団体の負担にならない料金設定としたい</p> <p>③多目的スペースの利用を契機に、一般の文化芸術団体も公益的活動を行う団体に移行する可能性がある</p>
--	---

■施設毎の使用料（案）

施設		利用者	コスト算定額【A】 (1時間あたり)※1	受益者負担率【B】	使用料（案）【A×B】 (1時間あたり)
新センター	会議室1	新センター 登録団体	560円	25%	140円
	会議室2				
	多目的 スペース	新センター 登録団体	920円	25%	230円
		一般団体		50%	460円

※1 行政経営改革課による使用料の算定方法に基づく。

参考資料

(1) 新センター 会議室1・2と類似施設の使用料見直し後の料金比較表

施設		利用者	コスト算定額 (1時間あたり)	受益者負担率	使用料(案)及び平成30年度 見直しによる使用料 (1時間あたり)	減免後の使用料
新センター	会議室 1・2	新センター 登録団体	560円	25%	140円	—
白井駅前 公民館	研修室 I・II	社会教育 関係団体	649.1円	37.0%	240円	120円

(2) 新センター多目的スペースと当市・他市の類似施設の料金比較表

市	施設		運営	1時間当たりの使用料	1日当たりの使用料	1週間当たりの使用料
白井市	新センター	多目的 スペース	公営	460円	3,680円	25,760円
	すずきギャラリー 彩美	ギャラリー	民営	—	—	36,000円(※1)
船橋市	船橋市市民 ギャラリー	第2展示室	公営	—	4,500円(※2)	31,500円
八千代市	八千代市市民 ギャラリー	第2展示室	公営	—	8,100円(※3)	56,700円

※1 1回の予約単位が6日間

※2 利用時間が午前9時～午後9時で12時間使用した場合の使用料

※3 利用時間が午前9時～午後8時で11時間使用した場合の使用料